

家族が集まる年末年始、ふと頭をよぎるのが遺産、相続というキーワードだ。40年ぶりに相続法が改正され、2019年1月から新制度が始まる。そこで遺産相続評論家で相続実務士の「夢相続」代表、曾根恵子氏を直撃。改正のポイントを含め現金や自宅など、知らなきや損するポイントを根掘り葉掘り聞いてみた。

(内藤怜史)

「夢相続」代表 曾根恵子氏を直撃



①「配偶者居住権」の導入

今回の改正では、残された配偶者が住宅に住む権利のみを相続できる「配偶者居住権」が新たに導入されます。

例えば、ある夫婦の夫が先立った場合、改正前だと、相続人にあたる妻が自宅に住み続けるには、住宅の所有権を相続しなければなりません。でも所有権を相続すると、妻が相続できる財産の割合の大部分を住宅が占め、生活に必要な費用を十分に受け取れません。

居住権のみなら従来の所有権より相続額は少ないので、より多く別の財産相続にあてることができま

②介護した妻が報われる?

その通りです。これまで相続人の配偶者は相続権が認められていないため、最後の介護を主に任せられていたその配偶者に遺産が相続されず、トラブルにもなっていました。

今回の改正では「特別寄与料」として配偶者がこれまでの介護に費やした時間や労働力に相当する金額を、相続人に請求できるよつになりま

す。詳しい金額計算はまた公表されてませんが、一般的な介護職員が受け取る時間給と介護に費やした時間を掛け合わせた金額になるのではないのでしょうか。

③遺言書の書き方変わる?

はい。改正で書き方が簡単になりま

打ちが認められるようになりまし

④相続財産は減らしておく

これは従来の節税対策でも必要な知識です。相続税には相続人の人数によって変動する基礎控除があります。相続税がかかる場合は、この基礎控除を「超えた」部分です。それなら生前贈与してしまつて、遺産として相続する財産を少なくすれば、基礎控除を超える可能性も減らせます。

一方で贈与税にも基礎控除がありま

もしくは現金として残る財産で、アパートやマンションを購入する手もありま

⑤結婚・子育て資金の利用

改正前から存在するルールですが、結婚や子育ての資金は、通常の相続金とは別に受け取ることができま

相続金を子供の結婚や子育てに当てる方針で検討しているなら、その分を非課税枠で活用すれば、他の使い道に当てる相続金の非課税枠を有効活用できま